

平成 24 年 5 月 18 日

福島県原子力損害対策協議会
会長 福島県知事 佐藤 雄平 様

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫



ご 回 答

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故(以下、「本件事故」といいます。)により、みなさまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、避難されている方々の一日も早いご帰宅を実現するとともに、国民のみなさまが安心して生活していただけるよう、引き続き、発電所の安定状態の維持等に全力で取り組んでまいります。また、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、被害を受けられた方々への迅速かつ公正な賠償金のお支払いに今後も取り組んでまいります。

さて、貴協議会からいただきました平成 24 年 4 月 27 日付「原子力損害賠償の完全実施に関する要求書」につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1 全ての損害の確実かつ迅速な賠償等

(1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であるとの認識の下で、「指針」に明記されていない損害も含め、損害の範囲を幅広く捉え、福島県内全域・全県民・全事業所を対象に、誠意を持って全ての賠償請求を受け付け、柔軟かつ速やかな支払いを行い、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行うこと。

→ 弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、被害を受けられた皆さまへの迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでおります。

本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、引き続き、被害を受けられた方々に対しまして親身・親切な賠償に取り組んでまいります。

(2) 被害者の円滑な救済に向け、被害者の視点に立った「指針」の柔軟な解釈と運用の下で、個別具体的な事情等を十分に踏まえたきめ細かな損害の類型化を行い、その賠償基準や請求方法等を早急かつ明確に示すこと。

→ 中間指針に類型化されていない損害につきましても、主に以下のように個別具体的なご事情等を踏まえ、損害の類型化を行い柔軟に対応しております。

- ・ 避難生活等による精神的損害のうち第2期（第1期終了から半年間）について、中間指針では減額されているところ、減額せずに一人あたり月10万円をお支払いさせていただいております。
- ・ 自主的避難等への賠償について、避難されたお子様及び妊婦の方の場合、指針追補で示された40万円に20万円を加算して一人あたり60万円をお支払いさせていただいております。また、指針追補上の自主的避難等対象区域には該当しない県南地域（9市町村）のお子様及び妊婦の方に一人あたり20万円をお支払いさせていただくことにしております。
- ・ お住まいから持ち出しができないなどの理由により避難期間中に新たにご購入された生活に必要不可欠な家財道具等の実費や、避難に伴い、ご親戚宅やお知り合い宅に宿泊され実際にご負担された宿泊費等の実費分について、必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただいております。

今後も、被害を受けられた方々のご事情をよくお伺いし、迅速かつ公正な賠償に取り組んでまいります。

(3) 「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」については、被害者の合意を前提に受け入れるとともに、被害者の直接請求においても、これらを踏まえて対応し、迅速かつ円滑な賠償を行うこと。

→ 総括基準につきましては、仲介委員が行う和解の仲介にあたって参考されるものと認識しており、この総括基準に基づく仲介委員のご判断については、弊社としてこれを尊重してまいりたいと考えております。

一方、弊社に直接いただくご請求におきましても、個別具体的なご事情をお伺いしつつ、紛争解決センターにおいて総括基準に基づいて成立した和解の事例と同様のご事情がある場合につきましては、公平・公正なお取扱となるよう適切にご対応させていただきたいと考えております。

いずれにしましても、弊社といたしましては、総括基準及び紛争解決センターにおける和解内容について、本賠償における損害算定実務などの検討に役立て、被害を受けられた多数の方々に対する迅速かつ公正な賠償に引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

(4) 県内のみならず全国各地に避難している被害者のか高齢者や障がい者等の被害者に対する請求方法等の周知体制を早急に強化し、全ての被害者が円滑に賠償請求を行うことができるようになります。

→ 全国各地に避難されている方々に対しましては、主に弊社のホームページを通じてお知らせしておりますが、自治体や関係団体等にご協力をいただきながら、自治体の被災者さま向け広報誌やホームページに掲載させていただくことに加え、全国紙に広告を掲載することによりお知らせしております。

福島県外に避難されている方々に対する説明会や個別相談会の開催などについても、福島県外に設置した各地域の補償相談センター等を中心に全国各地^{*}で鋭意

実施しているところです。弊社といたしましては、引き続き、県外に避難されている方々に対するご請求に関するお手伝いにつきましても、全力で取り組んでまいります。

また、ご高齢の方々をはじめ、説明会や相談窓口にお出向きいただくことが難しい方につきましても、ご請求もれがないよう努めてまいります。

※ 東北、関東、北陸地方を中心として相談窓口を順次開設（その他にも、これまでに北海道、愛知県、岐阜県、滋賀県、大阪府、京都府、島根県、広島県、福岡県にて随時開催）。

2 政府による避難指示等に係る損害

(1) 避難区域等の見直し等に係る損害（全体）

ア 政府による避難区域等の見直し等に係る損害については、それぞれの区域、市町村、住民の置かれている状況や意向を十分に考慮し、住民に大きな混乱や不公平が生じないよう配慮しながら、柔軟に対応すること。

→ 避難指示区域の見直しを踏まえた賠償を行っていくことを基本としておりますが、具体的な賠償基準の策定にあたっては、本年4月25日に公表させていただきました考え方を基に国や関係自治体などと調整を進めてまいります。

イ 現時点で想定される損害に限定することなく、今後新たに生じることとなった損害についても確実に賠償すること。

→ 本件事故と相当因果関係が認められる損害があれば、適切に賠償を行ってまいります。

(2) 精神的損害

ア 長期にわたり帰還が困難な住民に対しては、移住や転居等を強いられることを踏まえ、実態を反映した慰謝料的性質の精神的損害の十分な賠償を行うこと。

→ 中間指針第二次追補において、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からぬという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大などを考慮し具体的な損害額が算定されていることを踏まえ、避難指示区域見直し後の賠償基準を検討しているところです。

イ 避難指示解除までの期間が長期化した場合には、期間に応じた追加的賠償を確実に行うこと。

→ 避難指示の解除までに要する期間が長引いた場合には、その時期に応じて、必要かつ合理的な範囲で賠償金を追加してお支払いすることも検討しているところです。

ウ 避難指示解除準備区域及び居住制限区域における請求方法については、月単位か一定期間分の一括支払いかを選択可能とするなど、被害者それぞれの状況に応

じた柔軟な対応を行うこと。

→ お支払い方法につきましても、中間指針第二次追補を踏まえたうえで、ご請求される方々のご要望やご負担等も考慮しながら検討しているところです。

(3) 財物価値の喪失又は減少等

ア 土地や建物の賠償は、家計や事業経営に及ぼす影響が大きく、被害者の将来設計に不可欠であることから、請求・支払い等の賠償全体に係るロードマップを示すとともに、避難指示等区域外の財物を含む具体的な損害の算定方法や請求方法等を早急に示すこと。

→ 避難指示区域内の土地や建物の賠償につきましては、被害を受けられた方の生活再建に大きく関係することから、国及び関係自治体とも丁寧に調整しつつ、賠償基準の策定を進めてまいりたいと考えております。

避難指示区域外の財物につきましても、本件事故と相当因果関係が認められる損害について、適切に対応してまいります。

イ いずれの避難指示区域にあっても、それぞれの住民に不公平が生じないようにするとともに、被害者一人一人が納得する十分な賠償を行うこと。

→ 避難指示区域の見直しを踏まえた賠償となるよう検討しているところですが、引き続き公平・公正な賠償に努めてまいります。

ウ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域における不動産については、政府指示により長期の避難を強いられ管理不能な状態になったこと等によりその価値が失われたことから、帰還困難区域に準じた賠償を行うこと。

→ 解除までの期間が同程度の場合には、区域が異なっても実質的な格差を生じさせないことなどを考慮した算定方法を検討しているところです。

エ 古い家屋や文化財等の指定を受けた建造物等の一般的に市場性を有しない不動産に係る財物については、居住の実態や文化的価値等を踏まえ、当該財物の客観的価値を超えた十分な賠償を行うこと。

→ 建物の賠償額については、何れの区域でも、再取得を行う際の価格なども考慮し、原則として、固定資産税評価額等を基礎に算定することを検討しているところです。

なお、市場価格の評価や固定資産税評価額を基礎とすることが難しい財物につきましては、どのような評価を行うことが適切か検討しているところです。

オ 動産の賠償については、放射性物質の付着状況等の現状を個別に把握することは著しく困難であることに加え、長期の管理不能により、従来と同様の使用は困難であることから、高額なものや代替性のないものを除き、一括・一定の賠償額とするなどの算定基準を早急に示すこと。

→ 迅速かつ公正な賠償を行う観点から、原則として、家財については家族構成に

応じた定額を賠償させていただくこととし、法人・個人事業主の方々が所有する動産については帳簿価格を基礎に算定することを検討しているところです。

カ 農地、森林等については、営農等にとって不可欠かつ代替不能な生産要素であることに加え、除染による放射線量の低減には長期間を要するとともに、長期の不耕作等により広範囲に荒廃が進むことから、将来的に生み出される付加価値や管理費用等を含む賠償基準等を明確に示すこと。

→ 事業用の農地や山林の場合につきましては、財物価値の喪失及び減少に係る賠償と、営業損害に係る賠償との整合性を図るように検討しており、また、事業用ではないものにつきましても、評価方法等について検討しているところです。

キ 財物の盗難被害や家畜等に荒らされた被害、地震等による家屋被害が長期の放置により拡大した被害など複合的な要因がある損害についても、長期の避難指示等に伴い管理不能になったことにより財物の価値が喪失・減少したことは明らかであることから、原子力発電所事故と相当因果関係がある損害として確実に賠償を行うこと。

→ 地震や津波による被害については賠償の対象外となります、地震や津波による被害を受けた後、事故による立ち入り制限により修復ができなかつたために拡大した被害等については適切に対応いたします。なお、避難している間の窃盗による被害については、原則的には当該窃盗犯が責任を負うべきものと考えておりますが、家財の賠償の枠組みの中で、個別にご事情をお伺いさせていただきます。

(4) 営業損害

ア 新たな地域において事業を再開・転業する場合については、事業の再開・転業のために必要な設備費用等を確実に賠償すること。

→ 事業の再開や転業のための新規設備投資につきましては、賠償対象とはなりませんが、元々営業していらっしゃった事業用資産の価値減少分につきましては、財物に関する賠償として、本件事故と相当因果関係の認められる範囲において、賠償対象になると認識しております、継続的に検討を進めています。なお、事業の再開や転業にあたりご負担を余儀なくされた追加的費用につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただいております。

イ 転業・転職や臨時の営業等によって得た利益等については、確実に賠償額から控除しないようにするとともに、既に賠償を行った事業所等に対しても遡って対応すること。

→ 中間指針第二次追補においては、避難等対象区域内において営業損害を被った事業者に対して、本件事故後の転業や臨時の営業等が特別の努力と認められる場合には、これにより得た利益を損害額から控除しないなどの「合理的かつ柔軟な対応」が必要であるとされています。

この「特別の努力」をどのような場合に対象とさせていただくか、また、「合

理的かつ柔軟な対応」について、検討を進めているところです。

ウ いわゆる「のれん代」やブランド等の喪失に伴う損害についても確実に賠償すること。

→ いわゆる「のれん代」やブランド等の「無形財産」につきましては、本件事故と相当因果関係の認められる減収分がある場合に、これを営業損害として賠償させていただいております。

(5) 就労不能等に伴う損害

ア 転職や臨時の就労等によって得た給与等については、確実に賠償額から控除しないようにするとともに、既に賠償を行った勤労者に対しても遡って対応すること。

→ 中間指針第二次追補においては、就労不能等に伴う損害を被った勤労者において、本件事故後の転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、これにより得た給与等を損害額から控除しないなどの「理的かつ柔軟な対応」が必要であるとされています。

この「特別の努力」をどのような場合に対象とさせていただくか、また、「理的かつ柔軟な対応」について、検討を進めているところです。

イ 転職や臨時の就労等に伴い生じる資格の取得費用など新たな経済的負担についても、確実に賠償すること。

→ 就労、転職などをされた方々がご負担を余儀なくされた追加的費用につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただいております。

3 旧緊急時避難準備区域の損害

(1) 旧緊急時避難準備区域内の滞在者や早期（第1期又は第2期）に帰還した住民についても、避難者と同等の精神的損害の賠償を確実に行うこと。

→ 旧緊急時避難準備区域の賠償のあり方につきましては、中間指針第二次追補を踏まえ、具体的な賠償基準を現在検討しているところです。

(2) 旧緊急時避難準備区域における財物については、長期にわたり避難を余儀なくされている実態等を考慮し、当該区域の住民が早期に帰還し生活再建を果たすことができるようとする観点からも、被害の実態に見合った賠償を行うこと。

→ 旧緊急時避難準備区域の賠償のあり方につきましては、実態を十分に踏まえ、所要の検討を進めているところです。

4 自主的避難等に係る損害

(1) 福島県民それぞれの被害の実態を踏まえ、「中間指針第二次追補」等の柔軟な解釈と運用により、十分な賠償を行うこと。

→ 弊社といたしましては、中間指針追補における対象区域選定の考え方や、お子様及び妊婦の方が放射線への感受性が高い可能性があることが一般的に認識されていることなどを総合的に勘案し、中間指針追補上の自主的避難等対象区域には該当しない県南地域のお子様及び妊婦の方も賠償対象とさせていただいております。

(2) 平成24年1月以降の損害についても、被害の実態に見合った迅速かつ確実な賠償を行うこと。

→ 中間指針第二次追補を踏まえ、適切に対応させていただきます。

5 除染等に係る損害

(1) 県内全域における財物の除染・検査の実施、それに伴う機器の購入等に要する費用を全て賠償の対象とし、迅速に賠償を行うこと。

→ 詳細は今後検討してまいりますが、放射性物質汚染対処特措法及び中間指針第二次追補を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上

